

医療費の安定確保のために

高齢化の進展に伴い医療費の増大が見込まれる中、高齢者医療費を安定的に確保するために、現役世代と高齢者とが費用を公平に負担する「長寿医療（後期高齢者医療）制度」がスタートしました。新しい制度の円滑な実施に欠かせない保険料の納付についてお知らせします。

保険料の納付方法

保険料は、原則として年金からの特別徴収となります。

受給している年金が年額18万円未満の人、保険料の額が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超える人は、納付書による窓口での納付となります。

制度加入直前に加入していた医療保険などによって、納付書が送付される時期や納付方法が異なります。

ますので確認してください。（下表）

特別徴収の対象となる人でも、国の制度見直しにより、一定の要件を満たす人は、保険料を口座振替により納付することが可能となりました（申し出の時期により切替時期が変わります）。

国民健康保険に加入していた人

○年金から保険料が徴収されています

窓口負担割合を見直します

長寿医療（後期高齢者医療）制度被保険者の医療機関での窓口負担は、かかった医療費の1割（所得が一定額以下の人）または3割（現役並み所得者）となっています。この負担割合は、前年中の所得により毎年8月1日を基準に見直しを行います。

3割負担の「現役並み所得者」でも、一定の基準収入未満（2人以上の被保険者世帯で収入額が合計520万円未満、1人だけの被保険者世帯で383万円未満）の場合、申請により負担割合は1割となります。

対象と見込まれる人へは、申請書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

被用者保険の被保険者本人

前年の所得が確定した後、7月に保険料額決定通知書と保険料納

○年金から保険料が徴収されていない人：前年の所得が確定した後、7月に保険料額決定通知書と保険料納付通知書が送付されますので、納付書や口座振替で納付してください。決定された保険料額と年金受給額によつては、10月から年金からの徴収に切り替わる場合があります（表中②）

被用者保険の被扶養者

○年金から保険料が徴収される人

付通知書が送付されますので、納付書や口座振替で納付してください。決定された保険料と年金受給額によつては、10月からの納入方法が年金からの徴収に切り替わる場合があります（表中③）

長寿医療（後期高齢者医療）保険料の通知時期と納め方

3月末時点	4月	7月	8月	10月以降
国民健康保険に加入していた人	① ○	→		年金からの徴収
	② ☆	→		個別に窓口納付
被用者保険の被保険者本人	③ ○	→		年金からの徴収
	④ ☆	→		個別に窓口納付
被用者保険の被扶養者	⑤ ○	→		年金からの徴収
	⑥ ☆	→		個別に窓口納付

◎保険料額決定通知書、特別徴収開始決定通知書（年金から徴収される人へ、8月1日に発送の予定）

☆保険料額決定通知書、保険料納付通知書（個別に窓口納付する人へ、7月15日に発送の予定）

被用者保険とは…国民健康保険を除く、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険および共済組合の公的医療保険の総称

※くわしくは保険年金課 ☎20・1547へ。

○納付書で納付する人：10月から均等割額の9割減額した額を納付書や口座振替で納付してください（表中⑤）